平成２２年（再ロ）第１号

静岡県富士宮市淀師619番地の４

再生債務者　鈴木　寛二

1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年５月26日まで

4　一般異議申述期間　平成22年６月２日から平成22年６月14日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第２４号

山形県西村山郡河北町谷地丙551番地

再生債務者　真木　久一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年５月19日まで

平成22年４月28日　　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第２号

富山県下新川郡入善町下飯野736番地８

再生債務者　佐藤　進一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年５月25日まで

平成22年４月28日　富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（再ロ）第５号

香川県高松市前田西町316番地７

再生債務者　小西　　誠

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年５月26日まで

平成22年４月28日

高松地方裁判所破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１号

宮城県登米市米山町字桜岡上待井62番地

再生債務者　細川　豊子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月27日　仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（再ロ）第１１８号

大阪府摂津市新在家２丁目27番２号

再生債務者　澤本　利幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月27日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１号

岩手県一関市萩荘字下モ下釜28番地４

再生債務者　千葉　裕信

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月28日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（再ロ）第２８号

堺市堺区中三国ケ丘町１丁３番５－７号

再生債務者　岩澤こと　岩沢　紀子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月27日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第３１号

青森県下北郡大間町大字大間字冷水51番地35

再生債務者　駒井　和人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月28日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１号

青森市大字奥内字宮田１番地２

再生債務者　奥谷　繁行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月28日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第１２１号

大阪府枚方市田口１丁目46番15号

再生債務者　丹波　光秀

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月27日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第２０号

神戸市長田区花山町２丁目10番20号

再生債務者　髙田　晃一

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成22年４月27日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

解散の決議

合併公告

平成二十二年三月二十三日開催の甲の臨時総会及び平成二十二年四月二十八日開催の乙の臨時総会において、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。ついて、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出下さい。

なお、水産業協同組合法第五十三条第一項の規定により作成した甲及び乙の財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙の事務所に備え置いています。

以上、水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条第二項の規定により公告いたします。

平成二十二年五月十二日

茨城県土浦市小松一丁目一一番九号

（甲）霞ヶ浦漁業協同組合

代表理事組合長　薄井　征記

茨城県土浦市小松一丁目一一番九号

（乙）霞ヶ浦漁業協同組合連合会

代表理事会長　薄井　征記

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年七月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.kimitsu.ns-log.co.jp/koukoku/

（乙）http://www.kazusa-l-s.show-buy.jp/

平成二十二年五月十二日

千葉県君津市君津一番地

（甲）日鐵物流君津株式会社

代表取締役社長　片山喜一

千葉県木更津市清見台南四丁目一二番三号

（乙）株式会社かずさＬサービス

代表取締役社長　佐藤　榮史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙および丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙および丁は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。乙、丙および丁それぞれの株主総会の承認決議は平成二十二年五月十七日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載掲載の日付　平成二十一年七月二十二日

掲載掲載貢　一〇三貢（号外第一五三号）

（丙）掲載紙　官報

掲載掲載の日付　平成二十一年七月二十七日

掲載掲載貢　七十四貢（号外第一五六号）

（丁）掲載紙　官報

掲載掲載の日付　平成二十一年七月二十七日

掲載掲載貢　七十三貢（号外第一五六号）

平成二十二年五月十二日

東京都港区高輪二丁目一九番一九号

（甲）日本トムソン株式会社

代表取締役社長　山下　皓

東京都港区高輪二丁目一九番一九号

（乙）日本トムソン販売株式会社

代表取締役社長　酒井　征臣

岐阜県美濃市笠神六四二番地四

（丙）株式会社笠神製作所

代表取締役社長　森　裕治

岐阜県関市芸川町八幡一〇八二番地の一

（丁）株式会社芸川製作所

代表取締役社長　堀　正司